

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札方法等

- (1) 入札参加者は、入札書を入札執行者に提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に該当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。
- (4) 提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (5) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が 2 以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第 21 条各号のいずれかに該当するとき
- (6) この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。
 - ア 提出方法等
 - (ア) 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を提出すること。
 - (イ) 書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。
 - a 提出者の商号又は名称
 - b 誓約書が在中している旨
 - c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
 - イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね 3 日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者とししないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱 2 (1) に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準 2 に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱 2 に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 8 年 1 月 1 日施行。以下「低入札要綱」という。）第 10 条第 2 項第 2 号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(3) その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。

(4) 技術要件以外の要件としていることがある「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記 1 の『他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者』」は、次のいずれかに該当している者をいう。

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後 1 年を経過していない者を除く。

ア 令和 2 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること。

（注 この要件に該当する場合は、令和 7・8 年度県建設工事等入札参加資格者名簿の「他の格付等の入札に参加できる者の 1 に該当する者」欄に○印が表示されている。）

業 種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	4 件以上	8 2 点以上
とび・土工・コンクリート工事	4 件以上	8 3 点以上
法面処理工事	4 件以上	8 4 点以上
電気工事	4 件以上	8 2 点以上
管工事	4 件以上	8 3 点以上
鋼構造物工事	4 件以上	8 8 点以上
舗装工事	4 件以上	8 3 点以上
しゅんせつ工事	4 件以上	8 3 点以上
塗装工事	4 件以上	8 1 点以上
機械器具設置工事	4 件以上	8 3 点以上
電気通信工事	4 件以上	8 1 点以上
造園工事	4 件以上	7 7 点以上
水道施設工事	4 件以上	8 3 点以上
解体工事	4 件以上	8 2 点以上

イ 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和 3 年度から令和 6 年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定に基づき優良建設業者として表彰を受けた者であること。

(5) 技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事をいうものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ 当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第 18 条に掲げる法人

エ その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

(6) 技術要件の元請施工実績における種類の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内 容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する 1 車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。
道路工事	上記以外の道路工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等

	ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。
橋梁下部工事	1 車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防溪流保全工事又はえん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川・砂防工事で、維持修繕又は災害復旧工事等
海上施工による港湾・海岸・漁港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第 2 条第 5 号に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港漁場整備法第 3 条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第 2 条第 1 項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ 築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない。 キ 作業船には、資材運搬船及び潜水土船は含まない。
港湾・海岸・漁港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第 2 条第 5 号に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港漁場整備法第 3 条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第 2 条第 1 項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ 築造工事には、維持修繕工事は含まない。 キ 当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない。
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事 ただし、維持修繕工事は含まない。
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水道処理施設の維持修繕工事
管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事
治山工事	森林法に規定する保安施設事業の溪間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む。）
コンクリート舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る。） ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない。
道路附属物設置工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鉤の設置等の道路附属物施設設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路における区画線設置工事

- (7) 技術要件以外の要件において建設業法第 15 条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第 3 条第 1 項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第 26 条の規定により主任技術者にかえて建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。

3 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。
- (2) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の可否については公告個別事項に記載している。）にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。

- (3) 現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。
- なお、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記入することができる。
- (5) 「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。
- (6) 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- (7) 落札後、工事の施工に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- (8) 開札日において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。ただし、営業所の専任技術者については、技術者の専任性が求められない工事であって、次のいずれにも該当し、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、例外的に主任技術者として配置を可能とする。
- ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (9) 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者」とは、1 級国家資格者（1 級の技術検定合格者、技術士、1 級建築士）をいい、同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

4 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

- (1) 本件工事が建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合、配置技術者は監理技術者として専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きを適用する工事にあつては、この限りでない。この場合、兼務する工事の数は、本件工事を含め 2 件まで（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事と見なす。）とする。なお、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号を適用する工事（調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合を除く。）においては、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 兼務する工事の施工箇所は、同一の市町（安芸郡 4 町においては安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10km 程度以内であること。
- イ 工事現場に専任で配置する建設業法施行令（以下「施行令」という。）第 28 条第 1 項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）が入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (2) 本件工事が主任技術者の専任を要する工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。
- ア 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用される工事を除き、他の工事の技術者として配置されていないこと。
- イ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事を除き、他の工事の現場代理人として配置されていないこと。
- ウ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。
- エ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

オ 技術者又は現場代理人として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡 4 町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 km 程度以内であること。

(3) 本件工事が主任技術者の専任を要さない工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア 施行令第 1 条の 2 及び第 27 条第 1 項に該当しない工事にあつては、本件工事を含め 6 件（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。）以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと（管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡 4 町については安芸郡内）であること。）。

イ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

ウ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

エ 施行令第 27 条第 1 項に該当する工事で、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用されない工事にあつては、技術者として配置されていないこと（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号が適用される工事にあつては、本件工事においても同様の要件を満たすこと。）。

オ 施行令第 27 条第 1 項に該当する工事で、施行令第 27 条第 2 項が適用されない工事にあつては、現場代理人として配置されていないこと。

カ 技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、全て同一の市町内（安芸郡 4 町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 km 程度以内であること。

5 資格要件確認書類の提出

(1) 開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出期間は、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(2) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア 技術資料・資格要件確認資料提出書 （一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第 3 号）	- 総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を同時に提出する場合は、省略を可とする。 - 特定建設工事共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
イ 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書 （一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第 4 号）	- 直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は、経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。）。 - 添付資料が総合評価に係る技術資料と重複するものについては、資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。 - 複数の技術者を記入する場合は、別記様式第 4 号を複写して添付すること。 <企業の施工実績の概要> - 工事名は、完了検査を終了し又は完成し引渡している工事について記載すること。 - 工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績が確認できるよう、明確に記載すること。 「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 <技術者の経験工事の概要> 「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できな

	いは、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を「添付資料・補足事項」欄に記入すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあっては、この欄の記入は不要である。 ・監理技術者を配置する工事にあっては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ）を添付すること。なお、監理技術者補佐を配置する工事にあっては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号を適用する監理技術者に求める技術検定種目と同一であること）。 ・主任技術者を配置する工事にあっては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること）。 ・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること（本件工事が、主任技術者の専任を求めない災害復旧工事の場合は添付を不要とする。）。 ・配置予定技術者（監理技術者補佐を含む。）と受注者との雇用関係が確認できるもの（住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施すこと））を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りではない。なお、専任配置を要する工事にあっては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。 ・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間（次に定める期間を除く。）に従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること（低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての工事経験は認めていない。）。 （ア）工期の始期から現場施工に着手するまでの期間 （イ）工事を全面的に一時中止している期間 （ウ）工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間 <技術者の他の工事の従事状況> ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し（工期が確認できるもので可）を添付し、資料名を「添付資料・補足事項」欄に記入すること。 ・工場製作期間と現場施工期間で別の技術者を配置する場合等で、開札日時点で他の工事に従事している者を配置予定技術者とする場合は、当該工事を受注した場合の施工計画等を明記したうえで、建設業法及び当該工事に係る兼務制限等の条件に反する施工体制を取らないことを誓約した書面（任意様式）を添付すること。 ・特定建設工事共同企業体として入札参加する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
ウ 建設工事施工実績証明（願）書（一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第5号）	・コリンズに登録した以外の工事等で、公告に記載した技術要件の施工実績を証明する場合に使用する（コリンズに登録した工事では提出不要）。 ・完了検査を終了し又は完成し引渡ししている工事について記載すること。 ・施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。 ・受注形態は、該当しないものを抹消すること。 ・公告に記載した技術要件の施工実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・当公社の発注工事に係る施工実績の場合は、この様式は提出を要しない。 ・最終請負金額欄については、当該実績がJV工事（共同施工方式）の場合には、JVで受注した全体額を記載し、（ ）内に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。

- (3) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。
- (4) 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。
- ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
- ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

- (6) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を発注機関の長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者（予定価格以下かつ最低制限価格以上の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいう。）について、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（6(4)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。
- (2) 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

7 免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

8 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500万円（建築一式工事にあつては、1,500万円）未満である場合は、この限りでない。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

9 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第1項に基づく書面」を提出し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第 12 条第 1 項に基づく書面」は、別紙様式（12 条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」は、別紙様式（13 条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1 品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500 万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

10 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

11 中間前金払と部分払の選択

- (1) 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。
- (2) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第 37 条第 6 項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第 38 条の 3 第 2 項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。
- (3) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第 34 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。
ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。
- (4) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

12 部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月 1 回を超えることができない。

ただし、2 以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請 負 代 金 額	部分払の回数
1,000 万円未満	1 回
1,000 万円以上 5,000 万円未満	2 回

5,000 万円以上 1 億円未満	3 回
1 億円以上	4 回

13 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

14 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いはおおの通りとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約（建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある
と発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内（原則 30 日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した
事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある
と発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を
当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以
内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期
間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められ
なかったとき又は受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額

イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められ
ず、かつ、受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及
び工事成績評定点の減点を行う。

15 契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の 10 分の 1 以上）を契約締結の日までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりであるが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

区 分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	広島県環境保全公社 (総務課)	① 納記 ② 納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	広島県環境保全公社 (総務課)	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書 ※ 保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、6か月以上確保すること
公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

※ 「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）をいう。

※ 「銀行等」とは、銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※ 「納記」とは、広島県会計規則（昭和39年規則第29号）別記様式第36号の4をいう。

16 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札公告後、契約締結までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。
- (4) 入札書、委任状及び資格要件確認書類の用紙は、一般財団法人広島県環境保全公社のホームページからダウンロードできる。
- (5) 入札結果・契約の状況については、「一般財団法人広島県環境保全公社入札及び契約に係る情報の公表に関する要領」により閲覧等に供する。